

令和4年第3回

長万部町議会定例会会議録

令和 4年 9月 8日 開会

令和 4年 9月16日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 4 年 9 月 8 日（木曜日）第 1 号

○招集年月日	-----	1 頁
○招集の場所	-----	1 頁
○開 議 日 時	-----	1 頁
○応 招 議 員	-----	1 頁
○不応招議員	-----	1 頁
○出 席 議 員	-----	1 頁
○欠 席 議 員	-----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	-----	1 頁
○議 事 日 程	-----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	-----	3 頁
○諸般の報告	-----	3 頁
○会議録署名議員の指名	-----	3 頁
○会期の決定	-----	3 頁
○町長行政報告	-----	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について (令和 4 年度長万部町一般会計補正予算（第 6 号）)	-----	9 頁
○承認第 2 号 専決処分の承認について (令和 4 年度長万部町一般会計補正予算（第 7 号）)	-----	10 頁
○議案第 1 号 長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例の一部を改正する条例	-----	11 頁
○議案第 2 号 長万部町立振興会館条例等の一部を改正する等の条例	-----	12 頁
○議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	-----	13 頁
○議案第 4 号 令和 3 年度長万部町水道事業会計剰余金の処分について	-----	16 頁
○議案第 5 号 令和 4 年度長万部町一般会計補正予算（第 8 号）	-----	17 頁
○議案第 6 号 令和 4 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	-----	20 頁
○議案第 7 号 令和 4 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	-----	21 頁
○議案第 8 号 令和 4 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）	-----	22 頁
○議案第 9 号 令和 4 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 2 号）	-----	23 頁
○議案第 10 号 令和 4 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）	-----	24 頁

○議案第11号	令和4年度長万部町病院事業会計補正予算（第1号）-----	25頁
○報告第1号	令和4年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について --	26頁
○報告第2号	放棄した債権の報告について -----	26頁
	（認定第1号から認定第9号まで一括議題）-----	27頁
○認定第1号	令和3年度長万部町一般会計決算認定について	
○認定第2号	令和3年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について	
○認定第3号	令和3年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について	
○認定第4号	令和3年度長万部町介護保険特別会計決算認定について	
○認定第5号	令和3年度長万部町公共下水道事業特別会計決算認定について	
○認定第6号	令和3年度長万部町ガス事業会計決算認定について	
○認定第7号	令和3年度長万部町水道事業会計決算認定について	
○認定第8号	令和3年度長万部町病院事業会計決算認定について	
○決算審査意見報告	-----	32頁
○諸般の報告	-----	37頁
○同意第1号	長万部町副町長の選任について -----	37頁
○諸般の報告	-----	38頁
○同意第2号	長万部町教育委員会委員の任命について -----	38頁
○休会の決定	-----	39頁
○散会宣告	-----	39頁

令和4年第3回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 4年 9月 8日（木）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 4年 9月 8日（木） 午前10時00分

◎応招議員（9名）

1番	村川	毅	6番	橋本	收司
2番	辻	紀樹	7番	高森	功治
3番	高橋	克英	8番	北川	佳嗣
4番	大谷	敏弥	9番	柏倉	恵里子
5番	長崎	厚	10番	辻	義雄

◎不応招議員（1名）

6番 橋本 收司

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡 正志	水道ガス課長	中里 博也
副町長	佐藤 英代	出納室長	岡野 喜美雄
総務課長	佐藤 久	消防長	沼田 明宏
まちづくり推進課長	中山 裕幸	病院事務長	佐藤 修
新幹線推進課長	岸上 尚生	教育長	近藤 英隆
税務課長	本前 武広	学校教育課長	對馬 政宏
町民課長	佐藤 剛	社会教育課長	神野 隆之
保健福祉課長	岡部 忠	選挙管理委員会書記長	佐藤 久
産業振興課長	小川 洋	代表監査委員	大澤 栄一
農業政策室長	濱谷 陽一	監査事務局長	増田 理恵
建設課長	加藤 慶一	農業委員会事務局長	小川 洋

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	増田 理恵
事務局主幹	佐々木 学
議事係	工藤 大智

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町長行政報告
日程第4	承認第1号	専決処分の承認について (令和4年度長万部町一般会計補正予算(第6号))
日程第5	承認第2号	専決処分の承認について (令和4年度長万部町一般会計補正予算(第7号))
日程第6	議案第1号	長万部町町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第2号	長万部町立振興会館条例等の一部を改正する等の条例
日程第8	議案第3号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第4号	令和3年度長万部町水道事業会計剰余金の処分について
日程第10	議案第5号	令和4年度長万部町一般会計補正予算(第8号)
日程第11	議案第6号	令和4年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第12	議案第7号	令和4年度長万部町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第8号	令和4年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
日程第14	議案第9号	令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第10号	令和4年度長万部町水道事業会計補正予算(第1号)
日程第16	議案第11号	令和4年度長万部町病院事業会計補正予算(第1号)
日程第17	報告第1号	令和4年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第18	報告第2号	放棄した債権の報告について
日程第19	認定第1号	令和3年度長万部町一般会計決算認定について
日程第20	認定第2号	令和3年度長万部町後期高齢者医療特別会計決算認定について
日程第21	認定第3号	令和3年度長万部町国民健康保険特別会計決算認定について
日程第22	認定第4号	令和3年度長万部町介護保険特別会計決算認定について
日程第23	認定第5号	令和3年度長万部町公共下水道事業特別会計決算認定について
日程第24	認定第6号	令和3年度長万部町ガス事業会計決算認定について
日程第25	認定第7号	令和3年度長万部町水道事業会計決算認定について
日程第26	認定第8号	令和3年度長万部町病院事業会計決算認定について
日程第27	同意第1号	長万部町副町長の選任について
日程第28	同意第2号	長万部町教育委員会委員の任命について

◎開会・開議宣告・議事日程

１０時００分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は９名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和４年第３回長万部町議会定例会を開会いたします。

なお、欠席届が橋本議員よりありました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

監査委員から７月分の出納検査報告書が提出されましたのでお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、議長において５番長崎議員、９番柏倉議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から９月１６日までの９日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から９月１６日までの９日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（辻義雄） 日程第３、町長より行政報告がありますのでこれを許します。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 第3回町議会定例会にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、水柱対策について申し上げます。8月8日午後5時頃、住民から役場に通報があり、飯生神社の林地から、地下水と思われる液体が30メートル以上の高さまで吹き出している状況を確認をいたしました。昭和30年代に廃止井となっているR5号井から噴出していると推測され、天然ガス等を含んでいる可能性があるため、警察・消防等の協力をいただき、半径50メートル範囲の立ち入りをバリケードで規制し、取り急ぎ付近住民のみなさまには防災ラジオで状況を周知いたしました。

確認後は、自噴状況や可燃性ガス濃度測定、道路排水、ほかの井戸等を担当課で1日3回以上巡回し、安全状況の確認を行っており、保健所、経済産業局、産業保安監督部、渡島総合振興局等の関係機関と連携し、今後の対策を検討しております。噴出口付近は可燃性ガスが検出されていることから立入規制を継続し、住宅地は風向きにより微量なガスを検知する可能性もあるため、ガス検知器等により安全確認を行っております。また、東京理科大学や道立総合研究機構、各種関係機関等の見識者、専門家の方々のご協力をいただき、地下水噴出を収めるための対策について検討しておりますが、噴出圧力が非常に高いため、強行的に作業を実施することは大きなリスクがあるという見解であります。

町では、地域住民の安全確保を大前提として、周辺地域の騒音測定や噴出水の水質検査を行いました。水柱付近住宅地の騒音測定では、8月19日の測定値は約68デシベルで、静穏時では30から40デシベルのため、うるさいと感じるレベルであります。8月22日に判明した検査機関による水質検査は、水温21.5度の低温泉水で、人体に影響を及ぼすほどの有害物質は検出されませんでした。食塩泉であることから塩害の問題が懸念されます。この結果、ごう音と周辺民家に飛散している噴出水の対策を早急に行うため、8月22日、簡易なものではありませんが試験的に噴出口を防音シートで囲む処理を行っております。

今後は、高さ15メートルから20メートル程度の防音壁を飛散防止ネットの整備を計画しており、現在早期着工に向けその工法等を検討しております。

見学者の対策としましては、飯生神社周辺の町道が駐停車の車などで混雑し、交通事故発生の可能性があることから、スポーツセンターなど公共施設駐車場を利用するよう案内をし、8月12日から町職員や交通誘導警備員を配置して対応しております。

8月18日、民地への立ち入り防止看板、B&G海洋センター付近の町道へ路上駐車禁止看板を設置、8月24日には神社下団地入口町道へ路上駐車禁止看板を設置しております。また、住民のストレス緩和、健康維持のため、長万部振興会館を「ごう音対策避難所」として平日8時30分から17時の間開放しており、希望者につきましては時間外の利用や宿泊も可能としております。8月30日には、対策会議を「水柱対策本部会議」に格上げし、住民のケア、ごう音対策、噴出水対策等に最善を尽くすため体制の見直しを行い、全庁一丸となって取り組んでまいりましたので、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。なお、関連する費用についての補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、財政関係について申し上げます。本年度の普通交付税交付額は、7月26日に決定されました。普通交付税の算定結果は、基準財政需要額29億8,153万3,000円から基準財政収入額6億7,984万9,000円、調整額246万6,000円を控除した22億9,921万8,000円が交付額となり、前年度と比較して2.3%、5,386万6,000円の減額となりました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。60歳以上および18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方等を対象とした4回目の接種につきましては、8月末現在1,973名の方に接種を実施しております。現在、国においては、オミクロン株に対応したワクチンを使用した追加接種について議論が行われており、接種を実施するかどうかは引き続き議論されております。今後、オミクロン株対応ワクチン接種が、予防接種法に基づく予防接種に位置付けされた場合、速やかかつ円滑に接種を開始するための体制を整えておく必要があることから、関連する費用についての補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、東京理科大学関係について申し上げます。令和5年度からの長万部キャンパスの利用再開について、浜本理事長より連絡があった内容を報告いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、全寮制教育を一時中止しておりましたが、長万部キャンパスについて令和5年度より感染症対策を講じたうえで、長万部キャンパスの利用を再開する予定とのことであります。今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、予定が変更となる場合もあるとのことですが、大学としても万全の準備を整え、来春には無事に経営学部国際デザイン経営学科の学生を、長万部キャンパスに迎え入れたいとのことであります。

こうした大学の決断に対して、賑わいの創出と町の活性化に繋がるものであり、喜びと歓迎をお伝えいたしました。町としても大学とのさらなる連携・協力を図り、令和5年4月に学生を歓迎するための受け入れ準備を進めてまいります。

次に、脱炭素化・地域レジリエンス強化の推進について申し上げます。国では、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「2050年カーボンニュートラル」を宣言しております。このため環境省においては、自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入を掲げられました。

このことから、今年度の町の取組として、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備することにより、地域の脱炭素化と地域のレジリエンスの同時実現を目的とした事業に取り組むことといたしました。この事業により、町の公共施設における将来的な電力費用の低減および平時の温室ガスの排出抑制に加え、災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設や、災害発生時に業務を維持すべき施設にエネルギー供給等が可能となります。

この事業を推進するため、町が東京理科大学との連携により地方創生事業として取り組んだ「再生可能エネルギーを活用した先進的アグリビジネスプロジェクト」で、中心的な役割を担っておりました総合エネルギー事業も展開しているアストマックス株式会社と「持続可能なまちづくりと脱炭素化・再生可能エネルギー推進」に関する包括連携協定を締結しました。

これにより、町は、カーボンニュートラル実現に向けて、まずは環境省の補助金を活用しながら、初期費用の負担なしで再エネ設備等を導入する「PPAモデル」により、役場庁舎と学習文化センターに再エネ施設であります太陽光発電等を導入し、脱炭素化の推進・地域のレジリエンスの強化を図ってまいります。

次に、北海道新幹線関係について申し上げます。現在、町内では5つのトンネル工事が施工中であり、9月1日現在において、掘削中の立岩トンネルのルコツ工区では、本坑5,000メートルのうち4,298メートルが、豊津工区では2,065メートルのうち1,271メートルが掘削されており、また、内浦トンネルの静狩工区は、本坑5,570メートルのうち2,839メートルが

掘削されております。さらに、豊野トンネル外1か所では本坑2,105メートルのうち1,218メートルが、国縫トンネルにつきましても本坑1,340メートルのうち1,128メートルが掘削されているところであります。

次に、新幹線長万部駅前周辺整備について申し上げます。土地区画整理事業予定区域内の権利者向けの説明会を、7月5日にあつまんで開催し34名の出席がありました。事業の仕組みや特徴などについて専門家を招いて説明し、事業への理解と協力をお願いしたところであります。また、新幹線駅デザイン検討委員会において、今年度は、新幹線高架下の滞留空間についての利用方法を検討する予定であり、昨年度に引き続き、長万部高校生に委員の募集を行い、4名の応募があったところであり、この高校生委員が参加する視察研修を7月25日、26日の2日間で実施し、青森県青森市および八戸市の新幹線駅や、駅前周辺の滞留空間について先進事例の取組を視察してまいりました。

次に、老人福祉関係について申し上げます。60歳以上の高齢者を対象とした町内温泉施設の入浴料助成事業につきましては、8月末現在788名の方に申請をいただき助成券を交付しております。

地域敬老会につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度、令和3年度は開催をお願いできておりませんでした。本年度は、地域のみなさまの手作りにより、高齢者の長寿を祝福し、社会に貢献した労をねぎらうため、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を図り地域敬老会を開催する場合は、令和元年度と同様に、また、地域敬老会開催の代替として記念品等を配布される場合は、昨年度と同様に補助金を交付することとし、各町内会等へお願いをいたしました。

原油価格の高騰等による様々な支出の増加にかんがみ、高齢者や障がい者で低所得の状況にある方に、物価高騰の影響緩和を行うことで在宅福祉の向上を図ることを目的に、北海道における市町村高齢者世帯等生活支援事業補助金を活用し、令和4年6月1日を基準日として、65歳以上の高齢者世帯または障がい者世帯のうち、市町村民税非課税世帯に対し「高齢者世帯等生活支援給付金」として1世帯あたり2万円を支給いたします。なお、関連する費用について補正予算を本定例会に提案いたしております。

次に、地域会館関係について申し上げます。新開寿の家と南栄町老人憩の家を統合した中規模集会施設につきましては、建設工事を8月31日に完了しております。新しい施設利用につきましては、引っ越し等の完了後の10月1日使用開始予定として、関係する条例の一部改正等を本定例会に提案いたしております。

次に、生活環境関係について申し上げます。長万部墓地排水設備改修外工事につきましては、8月4日完了しております。山越郡衛生処理組合から引き継ぎました、し尿処理施設につきましては、うちうらクリーンセンターの解体工事を11月15日までの工期で施工中であります。

次に、農業関係について申し上げます。家畜の主たる飼料作物の牧草は、8月15日現在の生育状況調査では、2番草収穫作業も平年よりもやや遅れており、サイレージ用とうもろこしの生育状況は平年よりやや早く進んでおります。

生乳生産の1月から7月末までの出荷量は5,448トン、乳代は4億8,733万円となっており、前年同期と比較して出荷量は227トンの減少となり、乳代は2,540万円の減額となりました。

黒毛和牛の1月から7月末までの販売頭数は123頭、販売金額は8,774万円となっており、前年同期と比較して販売頭数は6頭の減少となり、販売金額は1,351万円の減額となりました。

次に、林業関係について申し上げます。町有林一般造林事業の下刈事業は、共立地区19.42ヘクタール、平里地区3ヘクタール、富野地区3ヘクタールを8月1日に完了しております。

森林整備センターとの分収造林事業の下刈事業は、豊津地区20ヘクタールを7月8日に完了しております。

道営事業で進めている森林基幹道豊津・黒岩線の林道整備事業は、6月23日に着手しております。

次に、有害鳥獣駆除対策について申し上げます。今年もヒグマやキツネ、エゾシカなどに加えて、特定外来生物であるアライグマの出没も見られる状況であり、鳥獣被害防止対策協議会と連携し、今後もヒグマなど有害鳥獣による人畜および農林業等への被害を防止し、住民の生活安全を図ってまいります。

次に、漁業関係について申し上げます。漁業関係全体の1月から7月末までの水揚げ実績は約53億円となっており、前年同期と比較して約17億円の増額となりました。このうち、ホタテ貝の生産量は1万5,986トン、前年同期と比較して9.6%増加しております。また、水揚げ実績では約52億円、前年同期と比較して52%増加しております。価格上昇の要因としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による中国など海外の消費低迷が解消されつつあることや、管外からの移入された稚貝の生育が比較的良好だったことが考えられます。

ホタテ貝養殖漁業における地場採苗の状況は、6月から投入した採苗器には、多くのホタテ貝種苗が付着しているのが確認されております。しかし、付着したばかりの種苗は、最も弱い時期でもあり、慎重な取り扱いが必要となりますので、各関係機関と連携を図り、生育動向を注視してまいります。

国のアイヌ政策推進交付金を活用し、長万部産ブランドホタテ貝「湾宝」のPR活動を行っている「長万部ホタテ貝アイヌブランド化推進協議会」は、7月28日に長万部漁港内にて、当町にゆかりのあるタレントのバービーさんを招き、町民との交流会を開催し、湾宝アンバサダーとして任命いたしました。また、翌29日には札幌市内にて湾宝ブランド化プレスリリースイベントを開催し、メディア関係者へのPR活動をいたしました。今後は、さらなるPR活動を進めながら、商品開発およびイベント等を開催してまいります。

北海道が事業主体となり、水産物供給基盤機能保全事業で行う老朽化した長万部漁港の保全工事は、昨年度に引き続き岸壁等の補修工事が施工されており、国縫漁港橋梁補修工事につきましても昨年度に引き続き施工されております。同じく北海道が事業主体となり、漁村再生交付金事業にて行う大中漁港内用地改良工事につきましても施工が開始されております。

次に、商工観光関係について申し上げます。商工観光全般においては、長期におよぶ新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化により、中長期的にはエネルギーや原材料等の価格・供給動向は見通せず、円安基調と相まって、事業者の経営環境や地域住民の生活はこれまで以上に厳しくなることが懸念されております。その支援方策として、昨年度に引き続き商工会員の経営の安定化や経営の改善を図るため、商工業者経営改善等支援事業を実施したところ、本年度は20事業者が申請し、そのうち11事業者が採択となり、経営改善に努めております。

また、さらなる支援方策として、低迷する地域経済の消費喚起を目的として「くらし応援商品券第2弾」と称し、1人あたり1万円の地域商品券を全町民へ配布するため、関連する費用についての補正予算を本定例会に提案いたしております。なお、これらの2事業につきましては、地方創生臨時交付金を活用する予定であります。

商工観光振興の一環として実施されております「おしゃまんべ毛がにまつり」は、昨年に続き中止となりましたが、代替措置として今年も感染症対策を行ったうえで「毛がに即売会」を開催し、小サイズを2ハイ3,500円で3店舗300組を販売したところ、30分程度で全ての店舗で完売いたしました。即売会を実施したことにより、長万部の毛がにのブランドを維持することができたものと考えております。

長万部駅舎内に設置されております観光案内所インフォまんべでは、長万部観光協会が、引き続き本町を訪れる観光客への町内観光地の情報提供、長万部温泉、二股ラジウム温泉の案内、飲食店や販売店の紹介等、積極的な観光アピールを行うとともに特産品の販売を行っており、さらなる事業展開および計画等を検討しております。

合宿誘致事業は、長年にわたり長万部温泉利用組合が積極的に誘致活動に取り組んできておりますが、昨年に続き新型コロナウイルス感染症の影響により、全ての合宿が中止となっております。

次に、建設関係について申し上げます。建築事業では、北海道新幹線建設に伴う町営住宅南部団地解体工事、新開公園廃止撤去工事を令和5年1月31日までの工期で発注しております。また、町営住宅はまなすシルバーハウジング非常灯交換工事は、10月31日までの工期で施工中であります。その他、各公共施設や町営住宅の修繕工事につきましては、計画的に実施しております。

土木事業では、国の社会資本整備総合交付金事業を活用して実施するカマツオナイ橋外修繕設計業務委託は、令和5年1月31日までの工期で実施中であります。

道路維持関係では、町道中山大通線外舗装補修工事は11月18日まで、管内道路排水等清掃業務は11月30日まで、町道北九号線側溝取替工事は12月30日まで、それぞれの工期で実施しております。その他、道路、側溝等の維持補修等につきましては、計画的に実施しております。また、8月16日に発生しました大雨による町道および普通河川等の被害につきましては、町道浅見線が一部崩落したのを始め、複数の町道・河川での被害が出ておりますが、現在調査中であるため、全容を把握できしだい復旧対策を講じてまいります。

次に、公共下水道事業について申し上げます。公共下水道污水管路（1・3号幹線系統）カメラ調査外業務委託は、11月30日までの工期で実施中であります。また、終末処理場マンホール廻り舗装修繕工事および下水道マンホール蓋交換修繕外工事は、12月10日までの工期で施工中であります。

次に、水道事業について申し上げます。長万部地区浄水場負荷開閉器取替工事は、9月30日までの工期で施工中であります。また、静狩地区浄水場水源調査工事につきましては、12月15日までの工期で施工中であります。

次に、病院事業について申し上げます。町立病院では、新型コロナウイルス感染症に対して発熱外来での診療を続けており、町内での感染拡大時には診療体制を整えるため、一部外来診療を休診するなどの対応をとっております。今後も感染状況を確認しながら随時対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、消防関係について申し上げます。8月末現在までの火災件数は3件であり、うち、野火が

2件、車両火災が1件発生しております。救急件数は217件で、うち、急病が99件、交通事故が9件、一般負傷が30件、その他転院搬送などが75件で、ドクターヘリによる搬送が4件となっております。

8月6日に予定しておりました体験型イベントの、おしゃまんべ消防フェス2022、9月3日に予定しておりました長万部町消防訓練大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から昨年度に続き中止としております。

終わりに、本定例会に提案した議件は、条例の一部改正、各会計補正予算、各会計決算認定など25件となっております。議案上程の都度、担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

〔町長(木幡正志)自席へ〕

○議長(辻義雄) 以上で行政報告を終わります。

◎承認第1号 専決処分の承認について

(令和4年度長万部町一般会計補正予算(第6号))

○議長(辻義雄) 日程第4、承認第1号専決処分の承認について(令和4年度長万部町一般会計補正予算(第6号))の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤久) ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和4年度長万部町一般会計補正予算(第6号)であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月12日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ230万3,000円を追加し、補正後の予算総額を61億9,150万6,000円とするものであります。専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は、198万3,000円の追加であります。交通安全対策費、委託料98万3,000円の追加は、飯生神社付近で噴出している地下水の見学者増加に伴い、付近の町道が駐停車の車などで混雑しており、交通事故発生の可能性があることから、交通整理を行うための交通誘導警備委託。

ガス・温泉管理費、委託料100万円の追加は、飯生神社付近で噴出している地下水等の水質等検査委託であります。

教育費32万円の追加は、中学校費、教育振興費の負担金・補助及び交付金で、中学校の部活動の大会において、柔道部、卓球部、吹奏楽部が全道大会へ出場することになりましたので、中体連等競技大会参加補助を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金、財政調整基金繰入金は230万3,000円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、6億95万9,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和4年度長万部町一般会計補正予算(第6号)の内容であります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認すること決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について
（令和4年度長万部町一般会計補正予算（第7号））

○議長（辻義雄） 日程第5、承認第2号専決処分の承認について（令和4年度長万部町一般会計補正予算（第7号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和4年度長万部町一般会計補正予算（第7号）であります。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年8月22日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ162万円を追加し、補正後の予算総額を61億9,312万6,000円とするものであります。専決処分いたしました予算内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費30万円の追加は、財産管理費の使用料及び賃借料で、飯生神社付近で噴出している地下水の騒音対策として設置する防音フェンス借上料であります。

農林水産業費132万円の追加は林業振興費の委託料で、8月15日からの大雨により被災した、奥地林道豊津黒岩線災害復旧事業測量設計委託であります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金、財政調整基金繰入金は162万円の追加で、今回の補正で不足する財源を当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、5億9,933万9,000円となります。

以上がただいま上程されました、令和4年度長万部町一般会計補正予算（第7号）の内容であります。ご承認くださいますよう、よろしくお願いします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括し行います。4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は承認することに決定いたしました。

**◎議案第 1 号 長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（辻義雄） 日程第 6、議案第 1 号長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 1 号長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、最近の物価の変動等にかんがみ、国政選挙の公営に要する経費の限度額が公職選挙法施行令の一部改正により引き上げられたことから、同施行令に準じて選挙運動用自動車、選挙運動用ビラおよびポスターの公費負担の限度額を引き上げるため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1 頁をご覧ください。第 4 条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続で、選挙運動用自動車の 1 日あたりの限度額について、第 2 号ア中「1 万 5, 8 0 0 円」を「1 万 6, 1 0 0 円」に改め、2 頁をご覧ください。選挙運動用自動車の燃料の限度額について、同号イ中「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改めるものであります。

第 8 条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続で、1 枚あたりの作成単価の限度額について「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改めるものであります。

3 頁をご覧ください。第 1 1 条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続で、1 枚あたりの作成単価の限度額について「5 2 5 円 6 銭」を「5 4 1 円 3 1 銭」に改めるものであります。

4 頁をご覧ください。附則として、この条例は公布の日から施行する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第 1 号長万部町議会議員及び長万部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号 長万部町立振興会館条例等の一部を改正する等の条例

○議長（辻義雄） 日程第７、議案第２号長万部町立振興会館条例等の一部を改正する等の条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第２号長万部町立振興会館条例等の一部を改正する等の条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の一部改正は、新開寿の家と南栄町老人憩の家を統合した中規模集会施設建設に伴い、条例の一部改正および条例廃止をするものであります。

条例の改正内容につきましては、別紙新旧対照表により内容を要約し、ご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前、下線部分が変更する内容であります。

第１条関係は、長万部町立振興会館条例の一部を改正で、第２条は、名称及び位置で、新しい施設名を「ふれあい会館」とし、位置を「長万部町字長万部４３４番地１１７」とし、９号として追加するものであります。

第２条関係は、長万部町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部改正で、第３条は、使用を制限する施設で、第１２号及び第１３号を削り、第１４号を第１２号とし、第１５号を第１３号とし、第１６号を削り、同条に次の１号として、第１４号長万部町多目的活動センターあつまんべ（平成２６年条例第２７号）を加えるものであります。

第３条関係は、長万部町立老人憩の家条例及び長万部町立寿の家条例を廃止するものであります。附則として、この条例は、令和４年１０月１日から施行するというものであります。

以上がただいま上程されました、議案第２号長万部町立振興会館条例等の一部を改正する等の条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第 8、議案第 3 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 3 号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業等の取得要件の緩和、育児参加のための対象期間の拡大などの措置が講じられており、地方公共団体においても準じた措置を講じる必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第 2 条は、育児休業をすることができない職員で、第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）を削り、同号ア（イ）中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「2 歳」を「当該子が 2 歳」に、「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中（イ）を（ア）とし、（ウ）を（イ）とし、同号イを次のように改めるもので、「イ 次のいずれかに該当する非常勤職員」として、2 頁をご覧ください。（ア）その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの（イ）その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの、とします。

次に、第 2 条第 3 号ウを削ります。この改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、同一の職に引き続き在職した期間が 1 年以上必要としていた要件を廃止するもの、及び子の出生の日から 8 週となります 5 7 日間以内の非常勤職員に係る育児休業の取得要件を緩和するものであります。

第 2 条の 3 は、育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める日で、3 頁をご覧ください。第 2 条の 3 第 3 号中「養育するため～該当するとき」までを「養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、4 頁をご覧ください。

さい。同号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加えるもので、3頁にお戻りください。ア当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合、を加え、4頁をご覧ください。

第2条の3第3号に次のように加えるということで、エ当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合、を加えます。この改正は、育児休業取得の柔軟化として、子が1歳に達する日の翌日以降にする非常勤職員の育児休業について、夫婦が交互に取得することを可能とするものであります。第2条の4は、育児休業法第2条第1項の特に必要と認められる場合として条例で定める場合で、第2条の4中「養育するため～次の各号」までを「養育する非常勤職員が、各号に掲げる場合」に、「とき」を「場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、5頁をご覧ください。

同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加えるもので、（1）当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合、を加えます。

次に、第2条の4に次の1号を加えるもので、（4）当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合、を加えます。

次に、第2条の5を削ります。この改正は、育児休業取得の柔軟化として、子が1歳6か月に達する日の翌日以降にする非常勤職員の育児休業について、夫婦が交互に取得することを可能とするものであります。

第3条は、育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情で、第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、6頁をご覧ください。同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に

改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加えるもので、(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。を加えます。

この改正のうち第3条の改正は、育児休業の取得回数制限の緩和に伴う、再度の育児休業取得に係る規定の整備であります。第3条の2の追加は、条文の整理によるもので、5頁において削った第2条の5を第3条の2として追加するものであります。

第9条は、育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情で、第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改めるもので、これは、条文中の文言整理であります。

第13条は、部分休業をすることができない職員で、7頁をご覧ください。第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、同号ア及びイを削るものであります。この改正は、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、同一の職に引き続き在職した期間が1年以上必要としていた要件を廃止するものであります。

最後に、本則に次の2条を加える。(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第17条、任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)第18条、任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1)職員に対する育児休業に係る研修の実施。
- (2)育児休業に関する相談体制の整備。
- (3)その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置、を加えます。

この改正は、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度の周知や取得意向確認のための措置、及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を条文化するものであります。

8頁をご覧ください。附則として、(施行期日)第1条、この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)第2条、この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第10条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。とするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第3号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(辻義雄) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号 令和３年度長万部町水道事業会計剰余金の処分について

○議長（辻義雄） 日程第９、議案第４号令和３年度長万部町水道事業会計剰余金の処分についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第４号令和３年度長万部町水道事業会計剰余金の処分につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

この剰余金の処分につきましては、地方公営企業法施行令に基づき、減債積立金を取り崩して自己資本金に組み入れる場合には、一旦未処分利益剰余金として整理し、改めて処分を行うこととなっております。つきましては、議案中の計算書のとおり未処分利益剰余金６,５０１万４,７９３円のうち、減債積立金より取り崩した３,３５０万円を資本金に組み入れるものでございます。この処分によりまして資本金残高は１億６,４０９万４,３９２円となります。なお、この処分を行うためには歳入歳出決算認定前に議会において処分の議決が制度上で必要となりますので、地方公営企業法第３２条第２項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。また、残りの剰余金３,１５１万４,７９３円につきましては、令和３年度の純利益でございますので、町条例に基づき減債積立金として処分をしております。

以上がただいま上程されました、議案第４号令和３年度長万部町水道事業会計剰余金の処分につきましての提案理由とその内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

１１時１５分まで休憩いたします。

１１時００分 休憩

１１時１５分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第5号 令和4年度長万部町一般会計補正予算（第8号）

○議長（辻義雄） 日程第10、議案第5号令和4年度長万部町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第5号令和4年度長万部町一般会計補正予算（第8号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ4億3,875万4,000円を追加し、補正後の予算総額を、66億3,188万円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

総務費は9,917万円の追加であります。一般管理費、積立金8,655万6,000円の追加は財政調整基金積立で、令和4年度普通交付税の確定および前年度繰越金の一部を積み立てるもので、この積立をした後の当基金残高見込額は、6億8,589万5,000円となります。

企画費、旅費35万7,000円の追加は、移住交流フェア参加に伴う普通旅費。需用費6万7,000円の追加は、消耗品費が6,000円、燃料費が6万1,000円の追加。役務費395万6,000円の追加は、企業版ふるさと納税支援サービスの成果手数料。委託料30万円の追加は、法人設立手続業務委託で地域おこし協力隊活動用。使用料及び賃借料22万8,000円の追加は、移住交流フェア参加に伴うブース使用料10万8,000円、地域おこし協力隊活動用の調理器具借上料12万円の追加。負担金・補助及び交付金97万4,000円の減額は、地域おこし協力隊員研修会負担金2万6,000円の追加、移住支援事業補助100万円の減額で、歳入では、15道支出金、総務費道補助金、土地利用規制等対策事業で2万1,000円の減額。U I J ターン新規就業支援事業で75万円を減額いたしました。

交通安全対策費、委託料68万円の追加は、飯生神社付近の町道で交通整理を行うための交通誘導警備委託。

ガス・温泉管理費、委託料800万円の追加は、水柱対策に係る水質等検査委託200万円の追加、天然ガス・温泉業務管理委託600万円の追加であります。

民生費は5,515万2,000円の追加であります。社会福祉総務費、扶助費1,900万円の追加は高齢者世帯等生活支援給付金で、原油価格の高騰等による様々な支出の増加に鑑み、北海道における市町村高齢者世帯等生活支援事業補助金を活用し、令和4年6月1日を基準日として、65歳以上の高齢者世帯または障がい者世帯のうち、市町村民税非課税世帯に対して1世帯あたり2万円を支給するもので、歳入では、15道支出金、民生費道補助金、高齢者世帯等生活支援事業で380万4,000円を計上いたしました。

繰出金21万1,000円の追加は、国民健康保険特別会計繰出金であります。

福祉センター費、工事請負費1,650万円の追加は屋根・壁改修工事で、経年劣化による福祉センター講堂の壁の剥離および常時雨漏りが発生しているため改修するもの。心身障害者特別対策費、償還金・利子及び割引料528万4,000円の追加は、令和3年度の国や道の負担金の精算による障害者自立支援給付費返還金。児童措置費、負担金・補助及び交付金1,268万2,000円の追加は、マリア幼稚園の利用見込み者数の増に伴う幼稚園等施設型給付負担金。

歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、子どものための教育保育給付費で490万1,000円。15道支出金、民生費道負担金、子どものための教育保育給付費で357万円を計上いたしました。

償還金・利子及び割引料147万5,000円の追加は、内訳が、令和3年度の国や道の負担金・補助金の精算による、子ども・子育て支援交付金返還金59万9,000円、児童手当返還金20万円、子どものための教育保育給付交付金返還金18万円、子育てのための施設等利用給付交付金返還金24万6,000円、保育対策総合支援事業補助金返還金25万円の追加であります。

衛生費は1億6,629万6,000円の追加であります。予防費は、今後、オミクロン株対応のワクチン接種が予防接種法に基づく予防接種に位置付けられた場合、速やか、かつ円滑に接種を開始するための体制を整えておく必要があることから補正するもので、報酬8万円の追加は検診看護師。需用費30万円の追加は、印刷費25万円、燃料費5万円の追加。役務費8万円の追加は通信費。委託料979万2,000円の追加は臨時予防接種委託で、歳入では、14国庫支出金、衛生費国庫負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業で979万2,000円、衛生費国庫補助金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業で46万円を計上いたしました。

償還金・利子及び割引料484万4,000円の追加は、内訳が、令和3年度の精算に伴う新型コロナウイルスワクチン接種事業国庫負担金返還金183万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業国庫補助金返還金284万8,000円、感染症対策事業国庫補助金返還金16万3,000円であります。

環境衛生費、負担金・補助及び交付金120万円の追加は、空家等除却支援事業補助で、申請予定件数の増に伴うもの。

病院事業費、繰出金1億5,000万円の追加は病院事業会計繰出金で、収支不足分であります。

農林水産業費は5,675万円の追加であります。農業委員会費、備品購入費6万2,000円の追加はタブレットの購入。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、農業委員会で、6万1,000円を計上いたしました。

農地費、償還金・利子及び割引料5万7,000円の追加は、新幹線工事での河川の付け替え工事による、かんがい排水事業の用途廃止に伴う、道営かんがい排水事業補助金返還金。

林業振興費、工事請負費300万円の追加は、8月15日からの大雨により発生した崩土や路面掘削の林道・作業道補修工事。負担金・補助及び交付金2万5,000円の追加は、森林整備担い手対策推進事業負担金。

アイヌ農林漁業対策事業費、負担金・補助及び交付金5,360万6,000円の追加は、ホタテ貝自動耳吊り機導入事業補助で、事業主体であります長万部漁業協同組合に補助するもの。

歳入では、15道支出金、農林水産業費道補助金、アイヌ農林漁業対策事業で、歳出同額の5,360万6,000円を計上いたしました。

商工費は5,175万2,000円の追加であります。商工振興費は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響などにより低迷する地域経済の消費喚起を目的として「くらし応援商品券第2弾」と称し、1人あたり1万円分の地域商品券を全町民へ配布するため補正するもので、需用費121万円の追加は印刷費。役務費31万5,000円の追加は通信費。委託料10万3,000円の追加は地域商品券換金業務委託。負担金・補助及び交付金5,012万4,000円の追加は、地域商品

券換金事業補助であります。

土木費は696万9,000円の追加であります。道路橋梁維持費、償還金・利子及び割引料50万1,000円の追加は、社会資本整備総合交付金返還金で、平成27年度に交付金で中央跨線橋修繕工事を実施しており、跨線橋の撤去により交付金の返還が生じたもので、歳入では、19諸収入、雑入、工事発生材売却代金で、77万円を計上いたしました。

都市計画総務費、委託料646万8,000円の追加は、新幹線駅周辺施設整備計画業務委託で、自由通路および東西駅前広場等の都市計画決定に向け、滞留空間基本設計および高架下駐車場基本設計を行うものであります。

2頁をご覧ください。教育費は266万5,000円の追加であります。中学校費、学校管理費、備品購入費68万2,000円の追加は乗用芝刈機で、老朽化による更新。ファミリースポーツセンター施設費、需用費110万円の追加は修理費で、経年劣化により腐食している避難階段の修理費用。学校給食センター費、需用費88万3,000円の追加は修理費で、機械室などのポンプや換気扉シャッターなどの修理費用であります。

次に、歳入についてご説明いたします。1頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

10地方交付税の普通交付税1億4,921万8,000円の追加は、令和4年度交付額確定により、増額分を計上いたしました。16財産収入、不動産売払収入、土地売払収入1万2,000円の追加は、町有地の売り払いによるもの。17寄附金、まちづくり寄附金、企業版ふるさと応援寄附金3,595万9,000円の追加は、地方創生応援税制に基づくもの。18繰入金の介護保険特別会計繰入金は2,641万8,000円の追加で、令和3年度精算金の一般会計への繰り入れであります。20町債の臨時財政対策債は730万8,000円の減額で、普通交付税の算定に伴う起債見込額の変更。21繰越金は、1億5,826万2,000円の追加であります。

次に、予算書の3頁をご覧ください。下段の第2表は、地方債補正の変更であります。起債の目的は、臨時財政対策、変更前3,800万円を変更後3,069万2,000円に、730万8,000円減額したいというものであります。

以上が、今回提案いたしました令和4年度長万部町一般会計補正予算（第8号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに総務費8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に民生費、8頁から9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に衛生費、10頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、11頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に商工費、12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、12頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、１３頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに地方交付税４頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に国庫支出金、４頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に道支出金、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に財産収入、５頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に寄附金、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

諸収入、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、６頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰越金、７頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に３頁をご覧ください。第２表地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号 令和４年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（辻義雄） 日程第１１、議案第６号令和４年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、議案第６号令和４年度長万部町国民健康保険特

別会計補正予算（第2号）の提案内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ21万1,000円を追加し、補正後の予算総額を7億4,581万1,000円とするものであります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、ご説明いたします。

はじめに歳出からご説明いたします。総務費は21万1,000円の追加であります。一般管理費の給料14万円、職員手当等3万8,000円、共済費3万3,000円の追加は、4月1日の人事異動によるものであります。

次に歳入についてご説明いたします。繰入金の一般会計繰入金21万1,000円の追加は、人件費分繰入金の追加であります。

以上が、議案第6号令和4年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 令和4年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第12、議案第7号令和4年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第7号令和4年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、令和3年度分の介護給付費等の精算に伴う補正で、歳入歳出にそれぞれ5,464万円を追加し、補正後の予算総額を9億4,073万4,000円とするものであります。

それでは、補正予算書に添付いたしております概要により、歳出からご説明いたします。

4基金積立金は、561万7,000円の追加であります。介護給付費準備基金積立金、積立金561万7,000円の追加は、介護給付費準備基金へ交付金等の精算及び繰越金の額の確定により積み立てるものであります。積立後の当基金積立残高見込額は7,087万189円となります。

6諸支出金は、4,902万3,000円の追加であります。償還金、償還金・利子及び割引料2,260万4,000円の追加は、介護給付費等の額の確定に伴う過年度分返還金であります。一般会計繰出金、繰出金2,641万9,000円の追加は、前年度の一般会計からの繰入金を介護給付

費等の額の確定に伴い精算するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。５支払基金交付金８１万９,０００円の追加は、介護給付費交付金、過年度分で、前年度の精算に伴う追加交付であります。

１１繰越金５,３８２万１,０００円の追加は、前年度繰越金であります。

以上が、令和４年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第２号）の内容であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。３頁から４頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号 令和４年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（辻義雄） 日程第１３、議案第８号令和４年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第８号令和４年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ２８万６,０００円を追加し、補正後の予算総額を４億７,８６３万２,０００円とするものでございます。

はじめに歳出からご説明をいたします。下水道費は２８万６,０００円の追加で、内訳では一般管理費の職員手当等２８万６,０００円の追加で、職員人事に伴う管理職手当の増加分でございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。繰入金７６１万６,０００円の減額は、一般会計繰入金を歳入歳出の補正に伴い減額するものでございます。

次の、繰越金７９０万２,０００円の追加は、前年度からの繰越金でございます。

以上が、令和４年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。３頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）

○議長（辻義雄） 日程第14、議案第9号令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第9号令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容について、ご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正でございます。はじめに予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に100万円を追加し、補正後の支出予定額を1億3,794万3,000円に改めるものでございます。内訳では、製造費および供給販売費、ともに50万円の追加につきましては、R5号井水柱対策等に伴う職員の時間外勤務手当の増額分でございます。

次に収入になりますが、ガス事業収益に600万円を追加し、補正後の収入予定額を1億6,008万4,000円に改めるものでございます。内訳では、その他営業外収益600万円の追加は一般会計からのR5号井管理等業務委託料の増額分でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出につきましては、概要でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

次に第3条は、議会の議決を経なければ流用できない経費で、この経費は職員給与費の合計で、今回の補正に伴い予算第8条中3,416万7,000円を、3,516万7,000円に改めるものでございます。

以上が、令和4年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条議会の議決を経なければ流用することのできない経費を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 10 号 令和 4 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（辻義雄） 日程第 15、議案第 10 号令和 4 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 10 号令和 4 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出ならびに資本的収入及び支出の補正でございます。

はじめに予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に 3,030 万円を追加し、補正後の支出予定額を 1 億 7,897 万 3,000 円に改めるものでございます。内訳では、原水費の動力費 500 万円の追加は電気料金の値上がり等による増額分で、受託工事費の委託料 880 万円および工事請負費 1,650 万円の追加につきましては、今後施工予定の新幹線建設工事に伴い町道長万部中ノ沢線に接続する 6 か所の取付道路の水道管補強工事に係る設計委託および工事請負費用でございます。

次に、収入の水道事業収益に 2,783 万円を追加し、補正後の収入予定額を 1 億 8,706 万 8,000 円に改めるものでございます。内訳では受託工事収益の給水工事収益 2,783 万円の追加で、鉄道・運輸機構からの受託工事費用でございます。

次に、予算第 4 条に定めている資本的収入及び支出のうち資本的支出に 880 万円を追加し、補正後の支出予定額を 6,063 万円に改めるものでございます。内訳では、排水設備 880 万円の追加で、新幹線建設工事に伴う排水設備移設設計費用の追加分でございます。

次に収入になりますが、資本的収入に 968 万円を追加し、補正後の収入予定額を 1,175 万 3,000 円に改めるものでございます。内訳では新幹線建設工事関連に伴う工事負担金 968 万円の追加で、鉄道・運輸機構からの排水設備設計費用等に係る負担金でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額 4,887 万 7,000 円につきましては、過年度分損益勘定留保資金 1,535 万 1,000 円、当年度分損益勘定留保資金 1,297 万 1,000 円、減債積立金処分額 1,700 万円、建設改良積立金処分額 150 万円および当年度分消費税資本的収支調整額 205 万 5,000 円で補てんをいたします。

以上が、令和 4 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 11 号 令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（辻義雄） 日程第 16、議案第 11 号令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤病院事務長。

○病院事務長（佐藤修） ただいま上程されました、議案第 11 号令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）の提案内容について、ご説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、外来患者の診療および入院患者の減少が予想されることから、補正をするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入で病院事業収益に 100 万円を追加し、補正後の予定総額を 7 億 909 万 5,000 円と改めるものであります。内訳では、入院収益 5,600 万円の減額は入院患者数の減少による減。外来収益 9,300 万円の減額は、外来患者数の減少による減。他会計補助金 1 億 5,000 万円の追加は、入院収益および外来収益の減額分を、一般会計から繰り入れするものであります。支出の補正はございません。

次に、補正予算書の 1 頁をご覧ください。第 2 条業務の予定量の年間患者数、入院延べ 8,395 人を 6,935 人に、外来延べ 2 万 9,160 人を 1 万 9,440 人に改めるものであります。

第 3 条の収益的収入及び支出は、概要の中でご説明いたしましたので省略いたします。

第 4 条は他会計からの補助金で、予算第 7 条中 1 億 5,000 万円を 3 億円に改めるものであります。

以上が、令和 4 年度長万部町病院事業会計補正予算（第 1 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。はじめに収益的収入を行います。3 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1 頁をご覧ください。第 2 条業務の予定量および第 4 条他会計からの補助金を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第１号 令和４年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（辻義雄） 日程第１７、報告第１号令和４年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、報告第１号令和４年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、内容をご説明いたします。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第３条第１項および第２２条第１項の規定により、令和４年度に公表する健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

本文をご覧ください。健全化判断比率の欄、左から、実質赤字比率は、標準財政規模に対する実質収支額の割合で、本町は実質収支額が黒字でありますので、実質赤字比率はございません。括弧内に記載しておりますが、早期健全化基準は１５％以上であります。

次に、連結実質赤字比率は、標準財政規模に対する全会計の実質収支額あるいは資金不足額または剰余金の合計額の割合であります。令和３年度の本町の一般会計及び特別会計並びに企業会計は黒字、あるいは資金不足額がないことから、連結実質収支が黒字であるため、連結実質赤字比率はございません。早期健全化基準は２０％以上であります。

次に、実質公債費比率であります。これは標準財政規模に占める地方債の元利償還金および下水道などの公営企業債の返済などに充てた繰出金などの割合で、１１％の見込みであります。昨年度は１１．９％でありました。早期健全化基準は２５％以上であります。

次に、将来負担比率は、一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合で、２１．５％の見込みとなっております。昨年度は４５％でありました。将来負担比率の早期健全化基準は３５０％であります。

次に下段の、特別会計の資金不足比率であります。事業規模に対する資金不足額の割合が資金不足比率となります。公共下水道事業特別会計・ガス事業会計・水道事業会計・病院事業会計のいずれの会計も資金不足はございません。早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準値である経営健全化基準は２０％以上であります。

なお、今回、報告した比率は、現在、北海道や国に資料を提出しており、精査により数値変動がある場合もございますので、あらかじめご承知おき願います。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項および第２２条第１項の規定によりご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻義雄） 以上をもって、本件の報告を終わります。

◎報告第２号 放棄した債権の報告について

○議長（辻義雄） 日程第１８、報告第２号放棄した債権の報告についての件を議題といたします。

説明員に提案理由の説明を求めます。

本前税務課長。

○税務課長（本前武広） ただいま上程されました、報告第2号放棄した債権の報告について、長万部町債権管理条例第13条第1項および第2項の規定により、次のとおり町の債権を放棄しましたので、同条例第14条の規定によりご報告いたします。

放棄した事由は、長万部町債権管理条例第13条第1項第6号に該当し、徴収停止後1年を経過したのち、なお無資力等の状態にあり、履行の見込みがないと認められるものおよび同条第2項の所在が不明なもので、件数6件、金額5万9,035円で、令和3年度末をもって放棄したものであります。

内訳は、水道事業会計の水道料金、2件で2万4,142円。ガス事業会計のガス料金、1件で2万2,883円。病院事業会計の入院、外来医療費等3件で1万2,010円であります。

以上がただいま上程されました、報告第2号放棄した債権についてのご報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） 以上をもって本件の報告を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

11時54分 休憩

13時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号 令和3年度長万部町一般会計決算認定についてから

認定第8号 令和3年度長万部町病院事業会計決算認定についてまで

○議長（辻義雄） 日程第19、認定第1号から日程第26、認定第8号までの8件は、令和3年度一般会計、各特別会計及び各企業会計の決算認定に係る議案につき、会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。これより提案者に決算の説明を求めます。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） 令和3年度一般会計及び特別会計並びに企業会計決算説明。

令和3年度長万部町一般会計及び各特別会計並びに各企業会計決算の認定に付するにあたり、その概要を申し上げます。

令和3年度の日本経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にありますが、令和3年9月末の緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和されており持ち直しの動きがみられます。このような情勢のもと、本町においては、自主財源である町税は調定額が前年度比1.1%の減、収入額では0.5%減の6億2,085万5,000円の収入となり、歳入に占める町税の割合は9.6%となっております。

また、普通交付税は、地域デジタル社会推進費、臨時経済対策費および臨時財政対策債償還基金費の項目新設等により、前年度に比較し2億2,568万6,000円増の23億5,308万4,000円となりました。

財源不足を補てんするため特例的に認められる地方債で、後年度全額交付税措置される臨時財政

対策債は、2,724万1,000円増の1億1,450万3,000円となっております。

令和3年度における町政の執行にあたりましては、国・地方ともに引き続き厳しい財政状況の中、経常経費の節減を図るとともに、各種事業の緊急度や経済効果を考慮し、住民福祉の向上に努めてきたところであります。

それでは、はじめに一般会計の決算について申し上げます。歳入合計64億9,948万円、歳出合計63億4,089万円で、歳入歳出差引額1億5,858万9,000円となりました。翌年度へ繰越すべき財源32万7,000円を差し引き、実質収支1億5,826万2,000円の剰余金を生じました。歳出の不用額は、2億5,667万円となっております。

次に、各種基金の令和3年度末現在の残高は、財政調整基金10億3,036万2,000円、減債基金8,244万5,000円、地域振興基金6,701万円、生活交通確保対策基金1,908万2,000円、まちづくり基金1億7,246万3,000円、北海道新幹線建設関連補償事業基金3億5,307万5,000円、地域福祉基金3,295万円、し尿処理施設解体基金8,136万3,000円、中山間ふるさと・水と土保全基金526万2,000円、森林環境譲与税基金1,547万1,000円、学校教育施設整備基金198万2,000円、土地開発基金1,783万1,000円、備荒資金1億2,630万5,000円、以上13基金の合計残高は20億560万8,000円となっております、前年同期に比較し、3億3,228万7,000円の増となりました。

次に、主な施策及び事業費の概要を申し上げます。総務費では、公共施設対策5,525万3,000円、地域おこし対策446万円、地域公共交通計画策定405万9,000円、新幹線建設負担金6,225万8,000円、生活交通確保対策752万6,000円、東京理科大学環境整備事業補助450万円、地域情報化6,296万3,000円、交通安全対策107万8,000円、ガス・温泉採取供給1,368万6,000円、防災対策1,098万6,000円、防犯灯・街路灯整備517万1,000円、街路灯電気料補助393万7,000円。

民生費では、長万部町社会福祉協議会補助1,526万円、認可化移行運営費支援事業補助1,412万円、タクシーチケット618万6,000円、福祉センター運営529万円、高齢者生活支援475万7,000円、介護予防・生きがい活動支援355万9,000円、在宅福祉支援113万円、老人福祉バス運行273万6,000円、高齢者生活福祉センター運営2,300万円、地域敬老会補助158万3,000円、社会福祉施設入所者措置215万4,000円、地域会館等整備3,688万8,000円、心身障害者特別対策費1億8,838万円、ひとり親家庭等医療費479万1,000円、老人福祉センター運営378万2,000円、非課税世帯等臨時特別給付金9,870万円、乳幼児等医療費1,056万6,000円、児童手当4,593万5,000円、子育て世帯生活支援特別給付金235万円、子育て世帯臨時特別給付金5,360万円、後期高齢者医療特別会計繰出金3,659万3,000円、国民健康保険特別会計繰出金7,849万4,000円、介護保険特別会計繰出金1億6,695万8,000円。

衛生費では、渡島廃棄物処理広域連合負担金8,105万1,000円、ごみ処理施設運営1億1,845万8,000円、下水路整備608万3,000円、し尿処理施設維持管理3,279万1,000円、し尿処理施設解体整理1億98万円、道南ドクターヘリ運行経費負担金225万8,000円、病院事業会計繰出金3億9,000万円、水道事業会計繰出金213万2,000円。

農林水産業費では、農業振興245万2,000円、畜産振興1,774万9,000円、農地振興1,934万2,000円、公共牧場管理運営2,250万6,000円、林業振興7,747万3,

000円、分収造林1,385万6,000円、林道新設改良1,929万7,000円、水産業振興257万円、水産基盤整備3,835万8,000円、水産物流通加工基盤強化対策5,428万4,000円、アイヌ政策推進2,346万円、漁業振興設備等整備630万円、アイヌ農林漁業対策1億205万2,000円。

商工費では、商工会運営費補助500万円、おしゃまんべ毛がにまつり事業補助106万4,000円、商工事業者経営改善等支援補助995万円、緊急事態宣言に係る臨時給付金事業補助2,780万8,000円、すこやか商品券換金事業補助4,882万6,000円、観光振興978万6,000円、多目的活動センター運営588万2,000円。

土木費では、道路橋梁維持3億1,685万7,000円、河川維持1,002万3,000円、都市計画3,926万5,000円、公園環境整備781万8,000円、町営住宅整備522万8,000円、町営住宅建設3,964万3,000円、公共下水道事業特別会計繰出金1億6,689万9,000円。

消防費では、消防施設整備651万5,000円。

教育費では、奨学金給付金107万1,000円、長万部高校通学費補助600万2,000円、長万部高校制服購入費補助103万8,000円、静狩小学校閉校事業補助132万9,000円、小学校就学援助費121万5,000円、中学校整備1億573万2,000円、スクールバス購入2,463万5,000円、中学校就学援助費141万8,000円、町民センター運営208万円、植木蒼悦記念館整備456万5,000円、学習文化センター運営1,932万3,000円、スポーツセンター運営843万3,000円、海洋センター運営768万6,000円、学校給食センター運営8,345万8,000円となりました。

繰越明許費では、高度無線環境整備推進事業負担金1億3,921万円、直装式ディスクモーター購入262万1,000円、小学校整備116万9,000円となりました。

投資的経費の総額は19億8,766万6,000円で、歳出総額の31.3%を占めております。その他の性質別経費の割合は、人件費10億846万4,000円で15.9%、物件費3億5,507万円で5.6%、諸費24億4,073万6,000円で38.5%、公債費5億4,895万1,000円で8.7%となっております。

また、令和3年度末の起債借入残高は、元金46億7,352万8,000円、利子8,123万3,000円、合計47億5,476万1,000円となっており、健全化判断比率である実質公債費比率は11.0%、将来負担比率は21.5%となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入総額1億8万9,000円、歳出総額9,921万7,000円で、歳入歳出差引額87万1,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険料6,269万円、使用料及び手数料7,000円、繰入金3,659万3,000円、諸収入2万8,000円、繰越金77万1,000円となっております。

歳出は、総務費162万3,000円、後期高齢者医療広域連合納付金9,757万6,000円、諸支出金1万8,000円となっており、270万2,000円の不用額が生じておりますが、これは、予算現額に対し後期高齢者医療広域連合納付金の減が主な要因であります。

次に、国民健康保険特別会計の決算について申し上げます。歳入総額7億1,924万5,000円、歳出総額7億826万3,000円で、歳入歳出差引額1,098万2,000円となりました。

歳入は、国民健康保険税が1億4,527万8,000円、使用料及び手数料7万円、国庫支出金

45万4,000円、道支出金4億9,409万円、繰入金7,849万4,000円、諸収入85万9,000円となっております。

歳出は、総務費が2,695万5,000円、保険給付費4億7,438万6,000円、国民健康保険事業費納付金1億8,795万8,000円、保健事業費706万6,000円、諸支出金36万8,000円、繰上充用金1,153万円となっております、5,094万7,000円の不用額が生じておりますが、これは、予算現額に対し保険給付費の減が主な要因であります。

次に、介護保険特別会計の決算について申し上げます。歳入総額9億1,472万8,000円、歳出総額8億6,090万7,000円、歳入歳出差引額5,382万1,000円となりました。

歳入は、保険料1億2,917万7,000円、国庫支出金2億3,692万8,000円、支払基金交付金1億9,805万3,000円、道支出金1億2,294万9,000円、繰入金1億6,695万8,000円、サービス収入248万6,000円、繰越金5,814万1,000円、その他分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、諸収入で3万6,000円となっております。

歳出は、総務費2,359万円、保険給付費7億1,376万6,000円、地域支援事業費6,526万3,000円、基金積立金1,997万5,000円、諸支出金3,831万3,000円となっており、4,594万3,000円の不用額を生じておりますが、これは、予算現額に対し保険給付費の減が主な要因であります。なお、介護給付費準備基金残高は、6,525万3,000円となっております。

次に、公共下水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入総額3億388万円、歳出総額2億9,597万7,000円で、歳入歳出差引額790万2,000円となりました。

歳入の内訳は、分担金及び負担金10万円、使用料及び手数料5,842万円、国庫支出金1,421万4,000円、繰入金1億6,689万9,000円、諸収入3,390万8,000円、町債1,040万円、繰越金1,993万9,000円となっております。

歳出では、下水道費1億8,311万8,000円、公債費1億1,285万9,000円となっております。

次に、ガス事業会計の決算について申し上げます。年度末ガス需要家戸数は960戸で、前年度に比べ32戸減少となり、ガス販売量は18万8,513立方メートルで前年度に比較し1万2,692立方メートルの減少となりました。

決算額は、収益的収入1億78万9,000円、収益的支出1億2,218万4,000円、差引2,139万5,000円の損失となりました。この損失を前年度繰越欠損金に加えますと、前年度未処理欠損金は4億3,496万3,000円となります。

収入の内訳は、ガス売上8,116万6,000円、営業雑収益425万7,000円、営業外収益1,396万7,000円、特別利益139万9,000円、支出では、原料費2,562万2,000円、人件費3,275万2,000円、その他事業費用5,480万8,000円、営業外費用900万2,000円となります。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、企業債1,560万円、出資金390万9,000円、支出では、建設改良費1,563万9,000円、企業債償還金2,752万1,000円で収入支出差引不足額2,365万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金2,129万円と当年度分消費税資本的収支調整額142万2,000円および過年度分消費税資本的収支調整額93万9,000円で補てんいたしました。

次に、水道事業会計の決算について申し上げます。年度末給水件数は2,650件で、前年度に比べ22件の減少となり、年間給水量は57万2,804立方メートルで、前年に比べて1万5,748立方メートルの減少となりました。

決算額は、収益的収入1億6,667万6,000円、収益的支出1億3,590万1,000円、差引3,077万4,000円で、これに水道移設設計委託業務管理費分74万円を加えた3,151万4,000円が利益となりました。なお、この利益分3,151万4,000円は当年度未処分利益剰余金の一部として、町水道事業の剰余金の処分等に関する条例により、減債積立金として処分しております。

収入の内訳は、水道料金1億4,170万8,000円、受託工事収益1,295万4,000円、その他の営業収益12万7,000円、営業外収益1,188万7,000円、支出では、人件費1,400万3,000円、受託工事費896万5,000円、減価償却費4,090万8,000円、資産減耗費114万1,000円、その他営業費用5,990万1,000円、営業外費用1,098万4,000円となっております。

資本的収入及び支出の決算額は、収入では、一般会計補助金203万1,000円、工事負担金2,179万9,000円、支出では、建設改良費4,074万4,000円、企業債償還金4,961万7,000円で、収入支出差引不足額6,653万1,000円については、過年度分損益勘定留保資金1,699万円、当年度分損益勘定留保資金1,433万円、減債積立金処分額3,350万円及び当年度分消費税資本的収支調整額171万1,000円で補てんいたしました。なお、減債積立金の取り崩しによる3,350万円の未処分利益剰余金については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決後に資本金として処分するかたちになります。

次に、病院事業会計の決算について申し上げます。決算額は、収益的収入6億4,833万円、収益的支出6億5,441万円で、608万円の赤字となり、当年度分消費税資本的収支調整額を加えますと、627万6,000円の当年度純損失となりました。この当年度純損失に、前年度繰越欠損金を加えますと、当年度分未処理欠損金は5億2,315万4,000円になります。

次に、内訳について申し上げます。収益的収入、入院収益9,918万9,000円、外来収益1億1,689万8,000円、その他医業収益4,133万7,000円、医業外収益3億9,090万7,000円、医業外収益のうち3億8,519万7,000円は一般会計からの繰入金となります。

また、収益的支出は、人件費4億2,581万6,000円、材料費4,972万8,000円、経費1億4,693万5,000円、減価償却費2,963万3,000円、資産減耗費21万1,000円、研究研修費10万7,000円、医業外費用198万円となっております。

資本的収入及び資本的支出の決算額は、収入では、負担金480万3,000円、支出では、建設改良費390万9,000円、企業債償還金814万5,000円で、収入支出差引不足分725万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金705万5,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額19万6,000円で補てんいたしました。

以上、令和3年度一般会計及び特別会計並びに企業会計決算の概要を申し上げましたが、監査委員さんの決算審査意見書は別冊のとおりであります。認定くださりますようよろしくお願いをいたします。

7頁の11行目、「9,918万9,000円」と申し上げましたが、「9,918万8,000円」

に訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上をもって決算の説明を終わります。

◎決算審査意見報告

○議長（辻義雄） 続いて監査委員に決算審査意見の報告を求めます。

大澤監査委員。

〔代表監査委員（大澤栄一）登壇〕

○代表監査委員（大澤栄一） 令和３年度長万部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見について報告いたします。

１ 頁をお開きください。

第１、審査した会計。

- １、令和３年度長万部町一般会計。
- ２、令和３年度長万部町後期高齢者医療特別会計。
- ３、令和３年度長万部町国民健康保険特別会計。
- ４、令和３年度長万部町介護保険特別会計。
- ５、令和３年度長万部町公共下水道事業特別会計。

第２、審査に要した期間。令和４年７月１９日から令和４年８月１日まで。実８日間。

第３、審査の手続。

審査に付された令和３年度一般会計・特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の決算計数及び執行状況の確認を行い、主要事業の各状況について、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合・確認を行うとともに、関係機関から資料の提出と説明を求め、その実態の把握に努めながら、確実に期し審査を実施した。また、地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査において、現金および有価証券の残、計数ならびに領収書の確認など、すでに実施済みのものについては審査を省略した。

第４、審査の結果。

１、審査に付された令和３年度一般会計・特別会計決算の計数は、それぞれの関係諸帳簿および証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。なお、財産に関する調書の計数についても審査したが、計数はいずれも正確であると認められた。

２、基金の運用状況については、基金の目的に沿って合理的かつ効率的に運用されていると認められた。

３、予算の執行状況については、審査した限りにおいておおむね適正、妥当であると認められた。

第５、決算の概要と意見。

２頁から１４頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

次に、審査意見について申し上げます。１５頁をお開きください。

（６）意見。

歳入決算額は６４億９,９４８万４１８円で、予算額６６億７８２万２,０００円に対し、１億８３４万１,５８２円の減収となり、予算に対する収入率は９８.４％で、前年度に比べ１.６ポイン

ト上回っている。調定額65億3,724万2,622円に対する収入率は、99.4%となっている。

歳出決算額は63億4,089万630円で、予算額66億782万2,000円に対し、執行率96%で、不用額は2億6,693万1,370円生じたが、繰越明許費1,026万1,000円を除くと、2億5,667万370円となっている。収入総額から、支出総額と翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）32万7,000円を差し引いた1億5,826万2,788円が、実質収支額となっている。

歳入構成比率の主なものは、地方交付税が40.3%（26億2,028万8,000円）町税が9.6%（6億2,085万5,617円）繰入金9.8%（6億3,540万6,661円）で、全体の59.7%を占めている。財源の構成比率は、自主財源が33.7%（前年度比1.9%増）、依存財源が66.3%となっており、前年度と比べ自主財源の割合が微増したが、依然として依存財源に頼らざるを得ない財政構造が続いている。

収入未済額は3,525万6,663円で、町税3,115万9,188円、分担金及び負担金157万413円、使用料及び手数料220万3,406円、諸収入32万3,656円であった。町財政の根幹をなす町税等の徴収にあたっては、安定した財源の確保および公平・公正な負担の観点からも、未収入の実態を把握し適切な債権管理を行い、引き続き新たな未収入の発生防止・解消に総力をあげて取り組まれることを望む。

町税の不納欠損は、合計248万5,841円で、その理由別の内訳は、処分停止期間中に消滅時効が完成したもの（地方税法第18条第1項）が224万2,241円（75人）、直ちに納税義務を消滅させたもの（地方税法第15条の7第5項）が24万3,600円（5人）となっており、昨年に比べ40万2,333円減少している。不納欠損処分については、法令等の制約があり、個々の実態については把握できなかったが、税負担の公平性の観点から、単に事務的に処理することなく、今後も厳正を期するよう努められたい。

歳出を性質別分類でみると、人件費、扶助費、公債費（手数料含む）を合わせた義務的経費は18億2,107万613円で、前年度と比較して7,146万6,809円（4.1%）の増となっている。内訳別にみると、人件費は10億846万4,933円で、前年度と比較して1,932万9,854円の増、扶助費は2億6,365万3,961円で、前年度と比較して517万2,001円の増、公債費は5億4,895万1,719円で、前年度と比較して4,696万4,954円の増となっている。

歳出に占める義務的経費の割合は28.8%で、前年と比較すると1.1ポイント上回っており、依然として義務的経費のウエイトが高く、それだけ財政に余裕がないこととなり、この比率の動向には特に注意する必要がある。

投資的経費は19億8,766万6,573円で、前年度と比較して4,336万9,278円（2.2%）の増となっている。その他経費は25億3,215万3,444円で、前年度と比較して9,000万9,488円（3.4%）の減となっている。

本町の財政については、今後も厳しい財政状況が続くものと想定されるため、費用対効果を十分検証のうえ、さらなる行財政の簡素化・効率化を進め、公正で合理的かつ能率的な行財政運営を図り、住民サービスの質的向上に努力されたい。

続きまして、特別会計についてご報告いたします。17頁をお開きください。

3、特別会計。

特別会計全般の歳入総額は20億3,794万4,479円、歳出総額は19億6,436万6,797円で、歳入歳出差引7,357万7,682円となっている。前年度との決算額比較総括表を下記に記載しております。

18頁をお開きください。

(1) 後期高齢者医療特別会計。

歳入決算額1億8万9,223円は、予算額1億192万円に対し183万777円の減収となり、予算に対する収入率は98.2%で、前年度に比べ0.7ポイント下回っている。調定額1億45万4,523円に対する収入率は99.6%で、前年度に比べ0.2ポイント上回っている。

歳出予算額1億192万円に対し、決算額9,921万7,999円、執行率97.3%で、不用額は270万2,001円となっている。歳入歳出差引額は87万1,224円となっており、翌年度へ繰越している。

(2) 国民健康保険特別会計。

歳入決算額7億1,924万5,841円は、予算額7億5,921万円に対し3,996万4,159円の減収となり、予算に対する収入率は94.7%で、前年度に比べ0.5ポイント上回っている。調定額7億4,424万7,797円に対する収入率は96.6%で、前年度に比べ0.8ポイント上回っている。

歳出予算額7億5,921万円に対し、決算額7億826万3,450円、執行率93.3%で、不用額は5,094万6,550円となっている。歳入歳出差引額1,098万2,391円は、翌年度へ繰越している。

国民健康保険税は、調定額1億7,013万2,712円に対し、収入済額は1億4,527万8,356円で、調定に対する収入率は85.4%であり、前年度に比べ3.2ポイント上回っている。

収入未済額2,338万4,256円は、前年度に比べ647万8,656円減少している。また、147万100円が不納欠損処分されており、その内訳は、処分停止期間中に消滅時効が完成したもの（地方税法第18条第1項）が10人、147万100円であり、前年に比べ20人減、95万2,223円の減となっている。

不納欠損処分については法令等の制約があり、個々の実態については把握できなかったが、税負担の公平性の観点から、単に事務的に処理することなく、今後も厳正を期するよう努められたい。

本年度は収納率が向上したものの、被保険者の負担の公平を期すためにも滞納者対策を強化し、さらなる収納率の向上と国民健康保険財政の健全化に一層の努力を望む。

19頁をお開きください。

(3) 介護保険特別会計。

歳入決算額9億1,472万8,995円は、予算額9億685万1,000円に対し787万7,995円の増収となり、予算に対する収入率は100.9%で、前年度に比べ0.1ポイント上回っている。調定額9億1,787万895円に対する収入率は99.7%で、前年度と同率となっている。

歳出予算額9億685万1,000円に対し、決算額8億6,090万7,713円、執行率94.9%で、不用額は4,594万3,287円となっている。歳入歳出差引額は5,382万1,282円となっており、翌年度へ繰越している。介護給付費準備基金の令和3年度末現在高は、6,52

5万3,189円となっております。

(4) 公共下水道事業特別会計。

歳入決算額3億388万420円は、予算額2億9,914万2,000円に対し473万8,420円の増収となり、予算に対する収入率は101.6%で、前年度に比べ3.9ポイント下回っている。調定額3億831万1,781円に対する収入率は98.6%で、前年度に比べ0.1ポイント下回っている。

歳出予算額2億9,914万2,000円に対し、決算額2億9,597万7,635円、執行率98.9%で、不用額は316万4,365円となっている。歳入歳出差引額は790万2,785円となっており、翌年度へ繰越している。

20頁をお開きください。

4、基金の運用状況。

各基金の本年度中増減額は、財政調整基金プラス7,409万5,319円、減債基金プラス1,637万4,658円、地域振興基金マイナス999万9,162円、生活交通確保対策基金マイナス603万5,592円、まちづくり基金プラス1,247万277円、地域福祉基金マイナス199万9,652円、中山間ふるさと・水と土保全基金プラス105円、学校教育施設設備基金プラス60万15円、土地開発基金プラス355円、森林環境譲与税基金プラス672万1,810円、し尿処理施設解体基金マイナス5,048万8,668円、北海道新幹線建設関連補償事業基金プラス2億8,935万5,226円、備荒資金プラス119万2,990円であり、全基金の年度末現在高は20億560万8,863円となっている。なお、各基金の令和3年度末現在高につきましては、表に記載のとおりとなっております。

以上で、令和3年度長万部町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見の報告を終わります。

続きまして、令和3年度長万部町企業会計決算審査意見について報告いたします。

1頁をお開きください。

第1、審査した会計。

1、令和3年度長万部町ガス事業会計。

2、令和3年度長万部町水道事業会計。

3、令和3年度長万部町病院事業会計。

第2、審査に要した期間。令和4年7月14日から令和4年7月15日まで。実2日間。

第3、審査の手続。

審査に付された令和3年度各企業会計決算報告書ならびに損益計算書、剰余金計算書または欠損金計算書、剰余金処分計算書または欠損金処理計算書および貸借対照表などが、各事業の財政状況および経営成績を適正に表示しているかどうかを検証するため、会計帳票、証拠書類等との照合および確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、予算の執行状況の適否について審査を実施した。

第4、審査の結果。

各会計ごとに決算諸表、経営状況などについて、決算の概要とともに次のとおり意見を述べる。

2頁をお開きください。

1、ガス事業会計。2頁から3頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

4頁をお開きください。

(4) 意見。審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

ガス料金は、原料費調整制度を導入し、事業経費の節減に努めながら、経営の健全化に努力していることがうかがえるが、近年原料費等の増などにより2,139万5,163円の当年度純損失を計上、この額に前年度繰越欠損金4億1,356万8,442円を加えると、当年度未処理欠損金は4億3,496万3,605円である。今後もガス需要家の減少および原料価格の高騰で厳しい環境での事業運営が予想されるため、ガス事業の今後の運営については、単年度収支黒字を目途に、原料費調整制度の見直しをするなど、なお一層経営の効率化、費用の節減を図り、保安体制を強化して、安定供給に努力されたい。

続きまして、水道事業会計。5頁をお開きください。

2、水道事業会計。5頁から6頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

7頁をお開きください。

(4) 意見。審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

本年は、給水件数が前年度と比較して22件減少したため、給水量も前年度より減となったが、3,151万4,793円の当年度純利益が計上されている。

今年度は、当年度未処分利益剰余金が6,501万4,793円計上されたが、今後も人口減少や給水戸数の減少により、給水収益の伸びは期待出来ず、厳しい事業運営が続くものと予想されることから、なお一層企業努力を重ね、経営の健全化と良質水道の安定供給に努力されたい。

続きまして、病院事業会計。8頁をお開きください。

3、病院事業会計。8頁から9頁には詳細を記載しておりますので、後ほどご確認願います。

10頁をお開きください。

(4) 意見。審査の結果、会計決算はおおむね適正であると認められた。

当病院は、公立病院としての高度医療や救急医療、地域に根ざした診療に住民の寄せる期待は極めて大きい。本年は、新型コロナウイルス感染症拡大時から回復傾向にあるものの、前年度に比べ入院患者数および外来患者数ともに増となり、また、一般会計から繰入金3億8,519万6,999円を得ても、627万6,290円の当年度純損失を計上、当年度未処理欠損金は5億2,315万3,740円である。

病院経営は、コロナ禍でのますます厳しい状況が続くが、収支改善は急務であり、なお一層経営の効率化、費用の節減を図り、健全経営の確立に務め、地域医療の充実に努力されることを望む。

以上で、令和3年度長万部町企業会計決算審査意見についての報告を終わります。

〔代表監査委員（大澤栄一）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で監査委員からの報告を終わります。

お諮りいたします。認定第1号から認定第8号までについては、議長および議会選出の監査委員を除く8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ付託して審査することとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって認定第1号から認定第8号までについては、議長および議会選出の監査委員を除く8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を委任のうえ付託し審査することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩いたします。

1 3 時 5 5 分 休憩

1 4 時 0 4 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、委員長、副委員長が選出されましたのでご報告いたします。

委員長には大谷議員、副委員長には高森議員、以上のとおり選出されました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

1 4 時 0 4 分 休憩

〔副町長（佐藤英代）除斥〕

1 4 時 0 5 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります同意第 1 号長万部町副町長の選任についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第 1 号 長万部町副町長の選任について

○議長（辻義雄） 日程第 2 7、同意第 1 号長万部町副町長の選任についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第 1 号長万部町副町長の選任につきまして、提案理由をご説明いたします。

副町長佐藤英代氏は、本年 1 0 月 3 1 日付をもって任期満了となりますので、再度選任いたしたく、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求めるものは、住所山越郡長万部町字長万部 4 2 9 番地、氏名佐藤英代氏で、昭和 3 7 年 2 月 1 3 日生まれでございます。なお任期は令和 4 年 1 1 月 1 日から令和 8 年 1 0 月 3 1 日までの 4 年間となります。ご同意いただくようよろしくお願いをいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありますか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

14時08分 休憩

〔副町長（佐藤英代）自席へ〕

14時09分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの選任同意に対し、佐藤英代君から挨拶の申し出がありますので、これを許します。
佐藤英代君。

〔佐藤英代氏登壇〕

○佐藤英代 本会議の大変貴重な時間を割き、ご挨拶の機会を与えていただき誠にありがとうございます。

ただいま議員の皆様より副町長再任のご同意をいただきましたこと、身に余る光栄であるとともに、新時代の礎となるべく、この時期においてその責務の重さに改めて身の引き締まる思いでございます。元より微力ではございますが、木幡町長を補佐し政権の実現と町民の安全で豊かな暮らしを確立するため、今まで培ってきた経験を活かし、議員の皆様をはじめ、職員と力をひとつにして誠心誠意努めてまいりたいと思う所存でございます。なにとぞ変わらぬご指導ご鞭撻、お力添えを賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

〔副町長（佐藤英代）自席へ〕

○議長（辻義雄） 以上で挨拶を終わります。

議案配付のため暫時休憩いたします。

14時10分 休憩

14時12分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

ただいまから議題となります、同意第2号長万部町教育委員会委員の選任についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第2号 長万部町教育委員会委員の任命について

○議長（辻義雄） 日程第28、同意第2号長万部町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第2号長万部町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由をご説明いたします。

長万部町教育委員会委員の定数は4名であります。このたび、そのうちの北山陽子氏が、本年9月30日付をもって任期満了となりますので、後任に次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任命の同意を求める者は、住所山越郡長万部町字長万部174番地5、氏名廣田美穂氏で、昭和37年3月9日生まれでございます。なお、任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間となります。ご同意くださいますようお願いをいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件は同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（辻義雄） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事日程の都合により9月9日から12日までの4日間を休会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって9月9日から12日までの4日間を休会にすることに決定いたしました。

なお、本会議は9月13日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（辻義雄） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

14時15分 散会
